

利用契約書

太子町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が提供する統計業務支援システムの利用について、以下の内容で契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 案件名	太子町統計業務支援システム利用
2 利用システム概要	令和7年度国勢調査の各種データを一元管理し、基本単位区・調査区の設定や調査員配布地図・調査区要図の連続印刷など、令和7年度国勢調査の業務効率化を図る。
3 利用期間	令和7年8月1日から令和7年12月31日まで
4 利用料金	総額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円) 月額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円) なお、税法の改正により消費税率が変更された場合は変更後の税率による。
5 支払方法	支払期日 : システム利用月の翌月末日 支払方法 : 現金振込 (振込手数料は甲の負担とする) 支払先 : 乙の指定口座
6 その他約定	
7 特記事項	統計業務支援システムの詳細はサービス仕様書に記載の通りとすること。

本契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年 月 日

(甲) 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地
太子町
太子町長 田中 祐二

(乙)

第1章 総則

(定義)

第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語は、以下の各号に定める意味を有する。

- (1) 本サービス
乙が表記のサービスシステムに記載の名称提供するサービスをいう。
- (2) 本仕様書
本サービスについて乙の定めるサービス仕様書をいう。
- (3) ユーザID
甲が本サービスを利用するために乙が甲に付与するIDをいう。
- (4) パスワード
甲が本サービスを利用するためのパスワードをいう。
- (5) 認定利用者
甲が本サービスに関する操作を行わせる者として乙に予め申請し乙がこれを承認した者をいう。
- (6) クライアント端末
甲が用いる操作端末としてのパーソナルコンピュータをいう。
- (7) 認定利用端末
甲が本サービスを利用するために用いるクライアント端末として乙に予め申請し乙がこれを承認したクライアント端末をいう。
- (8) 不可抗力事由
地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異、戦争、疫病の流行、労働争議その他の不可抗力による事由をいう。

(本契約の目的)

第2条 本契約は、本サービスの提供と利用に関する甲と乙との権利義務関係を定めることを目的とする。

(本契約の変更)

第3条 乙は、本契約（表記の部分を除く。以下本条において同様とする。）の変更が甲の一般の利益に適合する場合又は本契約の目的に反せずかつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的な場合は、甲の同意なく本契約の変更を行うことができる。

2 乙は、前項の定めにより本契約の変更を行う場合は、甲に対し変更の効力発生日の30日前までに本契約を変更する旨及び変更の内容並びに変更の効力発生時期を通知するものとする。本契約は、この効力発生時期に当然に変更され、甲は当該変更後に本サービスを利用した場合は当該変更に同意したものとみなされる。

(契約期間)

第4条 本サービスの利用期間は、表記のとおりとする。

第2章 本サービス

(本サービスの概要)

第5条 本サービスの概要は、表記のとおりとする。

- 2 本サービスの詳細は、本契約締結時に乙が甲に交付し、本契約と一体的な効力を生じるものとして同意された本仕様書に定めるものとし、甲はこれを遵守するものとする。
- 3 乙は、甲の一般の利益に適合する場合又は本契約の目的に反せずかつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし合理的な場合は、本仕様書の内容を変更することができる。この場合、第3条第2項を準用する。
- 4 乙は、本サービスを日本国内において日本語により提供するものとする。

(利用料金)

第6条 甲は乙に対し、表記の金額の本サービスの利用料金を、表記の方法で支払うものとする。

2 本サービスの契約期間の開始日又は終了日が月の途中の場合においても、当該月の利用料金は減額されないものとする。

(ユーザID及びパスワード)

- 第7条 甲は、ユーザID及びパスワードを第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）し、その管理に関する一切の責任を負うものとする。本システムに入力されたユーザID及びパスワードが甲のユーザID及びパスワードと一致する場合は、当該甲が本サービスを利用したものとみなされる。
- 2 甲は、認定利用者以外の第三者（認定利用者以外の甲の役職員を含む。以下本項において同様とする。）にユーザID及びパスワードを開示、提供若しくは共有し、又は使用させないものとし、ユーザID又はパスワードが第三者に漏洩し若しくは使用され、又はそのおそれがある場合は、直ちに乙に報告し乙の指示に従うものとする。
- 3 乙は、ユーザID又はパスワードの紛失、漏洩、第三者による使用その他の事由により甲その他第三者に生じた損害については、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

(登録情報の変更)

- 第8条 甲は、本サービスの利用について甲が提供又は登録する情報（以下「登録情報」という。）を常に真実かつ正確な最新の状態に保ち、登録情報の全部又は一部に変更が生じた場合は、乙が定める方法により速やかに変更登録を行うものとする。
- 2 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し遅滞なく書面で通知するものとする。
- (1) 住所、商号若しくは名称又は代表者の変更
 - (2) 役員構成の重大な変更
 - (3) 重大な組織変更
 - (4) 合併、会社分割、解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡その他甲の資産若しくは事業の状況に著しい変動をきたし又はきたすおそれのある事項の変更
- 3 乙は、登録情報の紛失、漏洩、第三者による使用その他の事由により甲その他第三者に生じた損害については、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

(利用環境)

- 第9条 甲は、自らの責任と負担において本サービスを利用するために必要な設備、機器等を整えるものとする（以下、総称して「利用環境」という。）
- 2 甲は、利用環境の整備、導入について自らの責任と負担において実施するものとする。
- 3 甲は、自らの責任と負担においてクライアント端末、クライアント端末上で動作するソフトウェア、通信ネットワーク等について十分なセキュリティ対策を講じ、適切に維持更新するものとする。

(バックアップ)

- 第10条 甲は、甲が本サービスに関連して利用、提供、登録及び伝送（以下「提供等」という。）するデータ（以下「利用データ」という。）について、自らの責任と費用負担によりバックアップを保存するものとする。乙は、本契約又は本仕様書に基づき明示的に乙が利用データの保存又はバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、利用データの保存及びバックアップの作成、保存、管理について一切の責任を負わないものとする。
- 2 甲は、本契約が終了し又は本サービスの提供が終了する場合は、自己の責任と費用負担により必要に応じ利用データをダウンロードして取得するものとする。乙は、本契約が終了し又は本サービスの提供が終了した後は、自己の裁量により利用データを削除することができるものとし、甲は乙の保存する利用データを参照、閲覧、操作又は取得できないものとする。

(本サービス)

- 第11条 乙は、甲に対し、本契約の定めに従い日本国内において甲が本サービスを利用できる非独占的かつ譲渡不可能な権利を許諾するものとする。
- 2 甲は、前項の許諾に基づき、本契約及び本仕様書に定める条件により本サービスを利用できるものとする。
- 3 甲は、認定利用者に認定利用端末を操作させることにより本システムにアクセスさせるものとする。
- 4 甲は、本サービスの利用に関する利用責任者（以下「利用責任者」という。）をあらかじめ定めて書面により乙へ通知するものとし、本サービスの利用に関する乙との連絡は原則として利用責任者を通じて行うものとする。甲は、利用責任者に変更が生じた場合、乙に対し、速やかに書面により通知するものとする。
- 5 甲は、乙の事前の書面による承諾を得た場合に限り、第三者に対し、甲が本サービスを利用できる非独占的かつ譲渡不可能な権利を再許諾し、当該第三者に本サービスを利用させることができるものとする。この場合、乙及び甲は協議の上、本サービスの利用料金を変更するものとする。
- 6 前項の場合、甲は再許諾をした第三者をして、本契約により甲が負う義務を遵守させるものとする。当該第三者がこの義務に違反した場合、甲による本契約の違反とみなし、乙は前項の再許諾の承諾を取消することができるものとし、甲は当該違反により乙に生じた一切の損害を賠償するものとする。

第3章 本サービスの停止・中断、変更、終了等

(本サービスの提供時間、停止・中断)

第12条 乙が本サービスを提供する時間帯は、本仕様書の定めによる。

2 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、甲に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとする。

- (1) 不可抗力事由により本サービスの運営が困難な場合
- (2) 本サービスが法令に違反することとなった場合
- (3) その他乙が停止又は中断をやむを得ないものと認める場合

3 乙は、前項により本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断する場合は、甲に事後遅滞なく通知するものとする。

4 乙は、第2項により乙が本サービスの提供を停止又は中断する場合でも、表記の利用料金は減額されずかつ甲その他第三者に対し一切の責任を負わないものとする。

(本サービスの変更、終了)

第13条 乙は、第3条及び第5条第3項に定めるほか、本サービスの改善等のため、甲の承諾なく本サービスの内容を変更（一部廃止を含む。以下本項において同様とする。）することができるものとする。

2 乙は、前項により乙が本サービスの内容を変更する場合でも表記の利用料金は減額されずかつ甲その他第三者に対し一切の責任を負わないものとする。

3 乙は、第1項に定めるほか、契約期間中であっても、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部又は一部を終了することができるとともに、本契約を解除することができ、この解除の効力は将来に向かって効力を生じるものとする。

- (1) 終了日の3か月前までに甲に通知した場合
- (2) 不可抗力事由により本サービスを提供できないことを甲に通知した場合
- (3) その他、前号に準ずる事由により本サービスの提供が不可能又は著しく困難となった場合

4 乙は、前項により本サービスの提供を終了する場合は、既に受領した本サービスの利用料金のうち当該終了後の期間に対応する利用料金に相当する額を日割計算により甲に遅滞なく返還するものとし、この利用料金の返還の他甲その他第三者に対し一切の責任を負わないものとする。なお、この返還金額に利息は付さないものとする。

第4章 本サービス利用上の注意

(禁止事項)

第14条 甲は、本サービスの利用について、以下の各号に定める事由のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると乙が判断する行為をしてはならないものとする。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、若しくは法令上拘束力のある行政措置又は甲の所属する業界団体等の内部規則に違反する行為
- (2) 公序良俗に違反する行為
- (3) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (4) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (5) 不正な目的をもって本サービスを利用する行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 第三者に本サービスを利用させる行為
- (8) セキュリティ対策が不十分な機器・設備等を利用して本サービスを利用する行為
- (9) 真実若しくは正確でない情報又は最新でない情報を登録又は申告する行為
- (10) 本サービスの利用に際して知り得た情報を本サービスの利用以外の方法により使用する行為
- (11) 本サービスの利用を通じて入手した第三者に関する情報を当該第三者以外の第三者に開示する行為
- (12) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール等）を送信する行為

- (13) コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を使用、送信、掲載等する行為
 - (14) 攻撃的通信を行い又は本システム上の情報を不正に取得、改ざん若しくは消去する行為
 - (15) 本サービスの提供に支障を生じさせる行為
 - (16) 本サービスに関連するソフトウェアについてリバースエンジニアリング、デコンパイル若しくは逆アセンブルを加える行為又はこれらに類似する行為
 - (17) 乙又は本サービスに関連する第三者の財産、知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、企業秘密その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (18) 乙又は本サービスに関連する第三者に対し信用若しくは名誉を毀損し、侮辱し、誹謗中傷その他の嫌悪感を与える行為
 - (19) 犯罪行為又は犯罪行為に結び付く行為
 - (20) 前各号に定める他、本契約に違反する行為
 - (21) 前各号のいずれかに該当する行為を誘発又は助長する行為
- 2 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為がされたことを知った場合又は該当する行為がされるおそれがあると判断した場合は、直ちに乙に通知するものとする。

(非保証)

第15条 乙は、本契約又は本仕様書において明示的に定めた場合を除き、以下の各号に掲げる事項のいずれについても一切保証するものではない。

- (1) 本システムの動作にバグ、エラー、システム障害その他の不具合が生じないこと
- (2) 本システムにセキュリティ上の欠陥がないこと
- (3) 本システムに攻撃的通信等がされないこと
- (4) 本サービスを構成する一切のコンテンツの正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、妥当性その他一切の事項
- (5) 甲が提供する一切のサービス、情報、意見、コンテンツ等の適法性、正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、妥当性その他一切の事項
- (6) 本サービスを構成する一切のコンテンツが消失しないこと
- (7) 本サービスを構成する一切のコンテンツのバックアップ
- (8) 本サービスを構成する一切のコンテンツ、本システムにコンピュータウイルスその他の有害なプログラムが含まれないこと
- (9) 本サービスの内容が甲又は第三者の期待する品質を満たすこと

(免責)

第16条 乙は、以下の各号に定める事由により甲その他第三者に生じた損害について一切の責任（第25条に基づく損害賠償責任を含む。）を負わないものとする。

- (1) 甲による本契約の違反
 - (2) 乙に起因しない本サービスの不具合及び障害
 - (3) 甲又は第三者の誤操作又は利用環境に起因する不具合及び障害
 - (4) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因する障害
 - (5) 乙が第三者から導入するコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスに起因する障害
 - (6) 不正アクセス、攻撃的通信等に起因する障害
 - (7) 甲と第三者との間のトラブル等（乙の故意又は過失に起因する場合を除く。）
 - (8) 甲が提供するサービス、情報、意見、コンテンツ等に起因又は関連する事由
 - (9) その他乙の故意又は過失によらない事由
- 2 甲は、自らの責任において本サービスを利用するものとする。甲は、第三者とトラブル等が発生した場合、当該トラブル等が乙の故意又は過失により生じた場合を除き、甲の責任と費用負担によりトラブル等に対処するものとする。

(知的財産権)

第17条 本サービスを構成する全てのコンテンツ（プログラムを含む。以下同様とする。）に関する知的財産権その他の権利は、乙又は当該権利を有する第三者に帰属するものとする。甲は、本契約により本サービスを利用する限度でのみこれらのコンテンツを利用することができるものとし、当該コンテンツの利用について乙又は当該第三者により付された条件がある場合はこれを遵守するものとする。甲は、乙又は当該権利者のこの権利に関し、本サービスの利用にあたり何らの権利も取得しないものとする。

- 2 甲は、乙が本サービスの提供に関し乙以外の者が権利を有するソフト(以下「第三者ソフト」という。)を利用する場合において、本サービスの提供に際し甲による第三者ソフトの利用許諾に関する契約の締結が必要な場合は、当該契約の締結に異議なく応じるものとする。乙は、甲がこれに応じない場合は、甲による本サービスの全部又は一部の利用を停止若しくは制限することができ、これにより甲その他第三者に生じる損害について一切の責任を負わないものとする。
- 3 甲は、乙又は甲に対する第三者ソフトの利用許諾が終了した場合は、乙の指示により速やかに第三者ソフトをアンインストールするものとする。
- 4 甲は、乙に対し、甲が本サービスの利用に関連して提供等した情報が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを確約するものとする。

(利用データの監視等)

- 第18条 乙は、本サービスに関する保守、運用上又は技術上必要であると乙が判断した場合は、これに必要な範囲で利用データの監視、分析、調査等を行うことができるものとする。
- 2 乙は、攻撃的通信を検知するため、セキュリティシステムを設置する場合があります。甲は、セキュリティシステムにより通信の監視が行われる場合があること及び乙が本サービスの安定性向上のためセキュリティシステムにより検知された攻撃的通信の記録の集計と分析を行うことを、予め承諾するものとする。

第5章 情報管理

(秘密情報の取扱い)

- 第19条 乙及び甲は、本サービスの利用に関連して知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の秘密情報(以下「秘密情報」という。)を、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならないものとする
- 2 以下の各号のいずれかに該当することを客観的に立証できる情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知の情報
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で既に所有していた情報
 - (3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報
 - (5) 相手方の秘密情報を利用することなく独自に取得した情報
 - 3 乙及び甲は、相手方に提供する資料(電子データを含む。)に秘密情報が含まれる場合は、その旨及び提供条件を当該資料に明記するものとする。
 - 4 甲は開示された秘密情報を本サービスの利用以外の目的で使用しないものとする。また、乙は開示された秘密情報を本サービスの提供以外の目的で使用しないものとする。
 - 5 乙及び甲は、本サービスの利用又は提供のために知る必要のある最小限の自己の役員、従業員、自らが依頼する弁護士・公認会計士等の職務上守秘義務を負う専門家に対し、秘密情報であることを明示して、秘密情報を開示できるものとする。
 - 6 乙及び甲は、秘密情報の漏洩、滅失、毀損等の防止その他秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
 - 7 乙及び甲は、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署又は公的機関から、法令等に基づき、相手方から受領した秘密情報の開示を要求された場合は、以下の各号により、秘密情報を開示することができる。
 - (1) 相手方に対し当該要求のあった旨を事前に(ただし、やむを得ない場合は事後に)書面により通知すること
 - (2) 秘密情報のうち、合理的に適法と推定できる権限に基づいて開示が要求されている部分についてのみ開示すること
 - (3) 開示する秘密情報について、秘密情報としての取扱いが受けられるよう最善を尽くすこと

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、本サービス提供に際して甲から個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に定める「個人情報」をいう。以下同様とする。)の提供を受けた場合は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止その他個人情報の適切な管理のために、乙が別途定める個人情報の管理規程及び法令により必要な措置を講じるものとする。
- 2 甲は、法令により個人情報を取り扱い、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

- 3 乙及び甲は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故が発生した場合は、直ちに相手方に報告し、被害拡大防止のために必要な措置を講じるものとする。

第6章 利用停止・解除

(利用の停止)

第21条 乙は、以下の各号に定める事由のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると乙が判断した場合は、甲に通知をした上で、本サービスの利用の全部又は一部の停止、利用データの削除その他一切の必要な措置をとることができるものとする。

- (1) 甲が本サービスの利用料金の支払を1回でも怠った場合
 - (2) 甲が第14条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (3) 甲が本サービスを通じて提供等した利用データが第14条第1項各号のいずれかに関連するものである場合
 - (4) その他前各号に準じる甲による本サービスの利用の継続が不適当な事由が発生した場合
- 2 乙は、前項の措置により甲その他第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(本契約の解除)

第22条 甲は、契約期間中、本契約を解除することはできないものとする。

- 2 甲が本契約の定め違反し、乙が甲に対しその違反の是正を求めたにもかかわらず、7日以内にその違反が是正されない場合は、乙は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、甲が以下の各号に定める事由のいずれかに該当する場合は、乙は、甲に対する催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 甲は、第2項又は前項により本契約の全部又は一部が解除された場合は、当該解除された部分に係る本サービスを利用することができないものとする。
- 5 甲は、第2項又は第3項により本契約の全部又は一部が解除された場合は、乙に対し負担する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとする。
- 6 第2項又は第3項による解除は、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

(不可抗力)

第23条 乙及び甲は、不可抗力事由により自己又は相手方が本契約に基づく債務を履行することができない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。本契約の全部又は一部を解除しない場合も、乙及び甲は、互いに誠意をもって対応を協議するものとする。

第7章 雑則

(本契約終了後の処理)

第24条 甲は、本契約が事由を問わず終了した場合は、直ちに甲の費用負担により、本サービスの利用について乙から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれらに係る全ての資料（これらの複製物を含む。）を乙に返還又は破棄するものとする。ただし、甲は、この返還又は破棄及びその方法について、乙の指示がある場合は、これに従うものとする。

- 2 乙は、本契約が事由を問わず終了した場合は、本仕様書の定めに従い、登録情報、利用データその他甲が乙に提供した情報を削除することができるものとする。

(損害賠償等)

第25条 乙又は甲が本契約に違反したことにより相手方に損害が発生した場合、違反した当事者は、相手方に対し、以下の各号に従い計算される平均月額利用料金の3か月分に相当する金額を限度として、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、違反した当事者は、直接かつ通常の損害に限り賠償するものとし、違反した当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとする。

- (1) 本契約の違反を生じた月の前月末日から起算して過去12か月間における、平均月額利用料金
- (2) 本契約の違反を生じた月の前月末日から起算して、本サービスの利用開始日までの期間が12か月に満たな

い場合は、当該期間（1か月未満は切捨て）における、平均月額利用料金

- (3) 前号の期間が1か月に満たない場合は、利用不能の生じた日までの平均日額利用料金に30を乗じた額
- 2 前項の定めは、本契約に基づき乙又は甲が相手方に対し損害賠償責任を負う全ての場合に適用される。
- 3 甲が乙に対し本契約に基づく支払（本サービスの利用料を含むが、これに限られない。）を怠った場合は、甲は、乙に対し、当該支払に係る支払期日の翌日から支払済みまで、民法所定の法定利率による遅延損害金を支払うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第26条 乙及び甲は、相手方に対し、自らが本契約の締結時において以下の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる場合
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる場合
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだと認められる場合
- 2 乙及び甲は、相手方が前項の表明保証又は確約に違反した場合は、何らの通知及び催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 3 乙及び甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができ、相手方はその損害を賠償するものとする。また、解除者は、相手方に損害が発生したとしても、その損害を一切賠償する責任を負わないものとする。

(再委託)

第27条 乙は、本サービスの提供について必要となる業務の全部又は一部を乙の判断にて第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができるものとする。この場合、乙は、再委託に必要な範囲で再委託先に対し秘密情報又は個人情報を提供することができ、この提供に際しては再委託先に第19条及び第20条に規定する乙の義務と同等の義務を負わせる他、必要な事項を遵守させるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第28条 甲は、事前に乙の書面による承諾を得ずに、本契約上の地位及びこれらに基づき発生する一切の債権債務を第三者に譲渡し、貸与し又は担保に供してはならないものとする。

(通知)

第29条 本契約に基づく乙の甲に対する通知は、別途定める場合を除き、書面若しくは電子メールの送付又は本サービス上での掲載その他の乙が適当と判断する方法により行うものとする。この場合は、書面又は電子メールの送付による通知は到達時に、本サービス上での掲載は掲載時に、通知の効力を生じるものとする。

2 登録情報の変更を怠ったこと又は第8条第2項各号に掲げる変更若しくは利用責任者（その連絡先を含む。）の変更の通知を怠ったことにより前項の通知が延着した場合又は到達しなかった場合は、変更前の情報を基準として通常到着すべき時までには到着したものとみなされるものとする。これにより甲その他第三者に不利益が生じ

た場合でも、乙は一切の責任を負わないものとする。

(存続条項)

第30条 本契約が終了した場合においても、第7条、第8条第3項、第10条、第13条第4項、第16条、第17条第1項及び第3項、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第4項乃至第6項、第24条、第25条、第26条第3項、第28条、第29条、第31条、第32条、第33条及び本条については、有効に存続する。

(規定の可分性)

第31条 本契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合でも、本契約の残りの条項及びその一部が無効と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に有効なものとして存続するものとする。

(準拠法)

第32条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(専属的合意管轄)

第33条 本契約に関する一切の係争については、訴額に応じ、被告の住所地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(電磁的記録の取扱い)

第34条 本契約において書面という場合には電磁的記録を含むものとし、記名押印を行う場合には電子署名を含むものとする。

(協議解決)

第35条 本契約に定めのない事項については、法令又は商慣習に従うものとし、本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙とが誠意をもって協議して円満に解決を図るものとする。